

令和元年6月25日

1. 出席議員

1 番 中 村 日出代
2 番 池 田 廣 志
3 番 高 松 昭 三
4 番 杉 原 元 博
5 番 樋 口 作 二
6 番 中 村 和 典
7 番 中 村 一 堯
8 番 稲 富 雅 和

9 番 勝 屋 弘 貞
10 番 伊 東 茂
12 番 徳 村 博 紀
13 番 福 井 正
14 番 松 尾 征 子
15 番 松 田 義 太
16 番 角 田 一 美

2. 欠席議員

11 番 松 尾 勝 利

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 川 清 高
事 務 局 長 補 佐 高 本 将 行
議 事 管 理 係 長 小 野 原 竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和元年6月25日（火）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 文教厚生産業委員会付託議案
議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について（委員会報告、
質疑、討論、採決）
- 日程第2 文教厚生産業委員会付託請願
請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか
るための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（委員会報告、質疑、討論、採決）
- 追加日程第1 議員上程
意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意
見書（案）（質疑、討論、採決）
- 追加日程第2 公共交通対策特別委員会の設置についての動議（採決）
まちづくり対策特別委員会の設置についての動議（採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおり委員会報告と議案審議を行います。

日程第1 文教厚生産業委員会付託議案

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1. 文教厚生産業委員会付託議案、議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定についての審議に入ります。

去る6月13日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第45号について、委員会審査結果は、お手元に配付しております文教厚生産業委員会審査報告書写しのとおりであります。

令和元年6月17日

鹿島市議会

議長 角 田 一 美 様

文教厚生産業委員会

委員長 中 村 一 堯

文教厚生産業委員会 審査報告書

令和元年6月13日の本会議において付託されました議案第45号「鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について」は、6月17日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員会委員長中村一堯議員。

○文教厚生産業委員長（中村一堯君）

文教厚生産業委員会委員長の中村一堯でございます。去る6月13日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について、担当職員出席のもと、6月17日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当課より条例の新規制定内容の説明があり、次の質疑、答弁がありました。

主なものとして、

質問 森林施業するのは杉、ヒノキだけと置いていいのか。

答弁 鹿島市の人工林（クヌギなどを含む）が対象となる。

質問 手入れが行き届いていない森林が多いが、これらは森林組合に任せることになるのか。

答弁 所有者の世代交代で森林の管理がうまくいっていない。そうした背景があり、森林経営を市がかかわって行う。その委託先には森林組合も含まれる。

質問 市の境界線沿いにも森林はある。嬉野市との連携は考えているのか。

答弁 嬉野市と協議をして事業を行う予定である。

質問 森林経営に適さない森林とはどのようなものか。

答弁 木を切って木材として出すためには経費がかかる森林があり、そうした費用が多く必要となる場所が事業の中心になると考えている。

質問 森林施業を意欲と能力のある民間業者に委託するとあるが、その民間業者の基準はあるのか。

答弁 森林組合だけではなく、造園業者であるとか、2者、あるいは3者に委託する場合もある。

質問 モデル事業をどこの地区にするのか。

答弁 森林経営の意欲がある浅浦地区を中心に2集落程度を考えている。

以上の質疑応答となりました。

その後、採決した結果、議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定については、文教厚生産業委員会において賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（角田一美君）

ただいまの委員会報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。ただいま議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定について、委員長の報告は可決だということです。今回、私はこれに賛成するものです。私があえて今回賛成討論に立ちましたのは、議案審議におきましていろいろ疑問点や問題点などを発言いたしました。ここで私の意見を申し上げて賛成討論するものです。

今回の条例については、第1条は市が行う森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に資する財源に充てるため、鹿島市森林環境譲与税基金を設置するものとあります。

そして、その基金は、国民一人、年千円集めた税金で支払うというもののようです。これは、ことし3月29日に公布された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいて、ことしから森林環境譲与税が譲与されることになり、今回、法に定められた事業に充てるために基金条例が制定されるということです。

今、森林業を見ますと、決して順調なものとは言えないと思います。50年前ぐらいになるでしょうか、木材の輸入自由化により森林業は大きく落ち込んでいったのではないのでしょうか。今では従事者の高齢化はもちろんですが、後継者がいないなど、問題がいろいろあるようです。さらに、全国的にも所有者がわからずにそのままの状態で放置されている森林もあると聞きます。

さて、先ほども申しましたように、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されました。その中の森林環境税は、年間千円を個人住民税均等割に上乗せして新たに課税されるものだということです。国民への課税は2024年度からになるということですが、なお、課税については、今、復興特別住民税、年額千円徴収されていますが、それが切れる2024年からの徴収ということです。森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるのが当然の負担を国民個人に押しつけようということに大きな問題があると思います。税金は都道府県を経由して全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払い込み、森林環境譲与税として市町村と都道府県に配分されるというものです。個人住民税の均等割は所得割が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、

その均等割への一律額の上乗せは低所得者の負担を多くするものになると思います。ほかにも問題点は多くありますが、市民にとっては年額千円といえども増税に間違いのないものです。それも収入のない未成年者からまでも徴収するということです。

ただ、今回、個人から一年千円という徴収は2024年度からということで、自治体への配分のみ今年度からの扱いということですが。森林の持つ公益的機能を維持するために、森林整備は重要なことです。私はそういう立場でこの条例案に賛成するものです。

つけ加えますが、2024年から個人から徴収された税で賄うことになるわけですが、私は森林整備のための安定的な財源は国民からの税ではなく、一般会計でなくてはならないと思います。森林の公益的機能の恩恵を口実に国民に税をかけるのではなく、国の一般会計における林業予算の拡大など、より安定的な方法で財源確保を行うように国に要求していくことも大事だと思います。このことを申し上げまして、討論を終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 鹿島市森林環境譲与税基金条例の制定については、委員会報告は可決であります。

これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

日程第2 文教厚生産業委員会付託請願

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 文教厚生産業委員会付託請願、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審議に入ります。

去る6月13日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号について、委員会審査結果はお手元に配付しております文教厚生産業委員会審査報告書写しのとおりであります。

令和元年6月17日

鹿島市議会

議長 角 田 一 美 様

文教厚生産業委員会

委員長 中村一堯

文教厚生産業委員会 審査報告書

令和元年6月13日の本会議において付託されました請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、6月17日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員会委員長中村一堯議員。

○文教厚生産業委員長（中村一堯君）

文教厚生産業委員会委員長の中村一堯でございます。文教厚生産業委員会の報告をいたします。

去る6月13日の本会議におきまして文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員会を6月17日に開催しました。委員会では、紹介議員、請願人及び請願人補助員の出席を得て、請願の趣旨説明を受け、質疑応答、討論、採決を行いました。

最初に請願の趣旨ですが、学校現場では外国語活動などによる授業数の増加、さらに特別支援学級への対応などで教職員の多忙化は年々厳しさが増している状況にあります。そのような環境の中で、2つの請願の趣旨説明を受けました。1つ目は、子供たちの教育環境を改善させるため、計画的な教職員定数の改善を推進すること。2つ目は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

次に、審査における質疑応答を行い、主なものについて報告いたします。

質問 学校支援員についてはどう考えているか。

答弁 学校支援員の先生なくしては学級運営がうまくいかない。児童に合わせて個別の指導をしてもらっている。

質問 佐賀県の予算関連の動きはどうなっているのか。

答弁 小学校の2年生については、佐賀県独自の予算化をされている。

質問 佐賀県に対してはどのような予算要望をしているのか。

答弁 児童数は若干減っている中、特別支援学級数が少しふえている分で教職員の増員を得ている。別の団体を通して知事への要望をしている。

委員の意見といたしましては、特別支援学級数がふえている分で予算を十分に確保すべき

であるとありました。

以上の質疑応答となりました。

その後、採決に進みました。採決の結果は、賛成全員で請願第1号は可決すべきものと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

ただいまの委員会報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員会報告は採択であります。

本請願を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、請願第1号は提案のとおり採択されました。

ここで資料配付を行いますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

追加日程第1 議員上程意見書第1号

○議長（角田一美君）

ただいまお手元に配付しました意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）が議員上程されました。

お諮りいたします。この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第1号は会議規則第36条第3項の規定により提案理由の説明を

省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

ここで追加日程第1. 議員上程意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の読み上げを求めます。7番中村一堯議員。

意見書第1号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場においては、長時間労働の是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています。しかし、2020年度の小学校新学習指導要領に外国語教育が盛り込まれたことで授業時間が増え、放課後の時間が減っています。教師は、外国語を含めた様々な授業の教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、働き方改革と逆行しています。教職員自らの資質向上に日々努力し、精進していく事は当然と考えますが、ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

年々、普通学級における発達障がいを持つ児童が増加傾向にあり、個別対応が困難を極めています。また、特別支援学級に入級しても、特性の強い児童同士は反発し個別の対応に苦慮していることから、支援学級の増設が急務です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2020年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月25日

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
総務大臣 石田真敏様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 柴山昌彦様

以上、意見書（案）を提出する。

令和元年6月25日

提出者	鹿島市議会議員	中村日出代
〃	〃	池田廣志
〃	〃	高松昭三
〃	〃	杉原元博
〃	〃	樋口作二
〃	〃	中村和典
〃	〃	中村一堯
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松尾勝利
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	松尾征子
〃	〃	松田義太

鹿島市議会議長 角田一美様

○議長（角田一美君）

本意見書（案）は議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

ここで資料の配付を行いますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

追加日程第2 公共交通対策特別委員会の設置についての動議

まちづくり対策特別委員会の設置についての動議

○議長（角田一美君）

ただいま伊東茂議員外5名から公共交通対策特別委員会の設置についての動議と、まちづくり対策特別委員会の設置についての動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、提出されました公共交通対策特別委員会の設置についての動議と、まちづくり対策特別委員会の設置についての動議を直ちに議題とすることに決しました。

それでは、追加日程第2. 公共交通対策特別委員会の設置についての動議とまちづくり対策特別委員会の設置についての動議の2件を一括して審議に入ります。

提出者を代表して動議の朗読を求めます。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

議会運営委員会委員長の伊東でございます。

公共交通対策特別委員会の設置についての動議

1. 市議会に公共交通対策特別委員会を設置し、7名の委員をもって構成する。
2. 市議会は、公共交通対策特別委員会に対し、公共交通の確保とその利活用に関する諸問題の調査研究を付託する。
3. 公共交通対策特別委員会の調査研究に要する経費は、予算の範囲とする。
4. 公共交通対策特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が調査研究の終了を議決するまで継続して調査研究を行うものとする。

以上、動議を提出する。

令和元年6月25日

提出者 鹿島市議会議員 杉 原 元 博
鹿島市議会議員 中 村 一 堯
鹿島市議会議員 稲 富 雅 和
鹿島市議会議員 伊 東 茂
鹿島市議会議員 松 尾 勝 利
鹿島市議会議員 徳 村 博 紀

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

続きまして、

まちづくり対策特別委員会の設置についての動議

1. 市議会にまちづくり対策特別委員会を設置し、7名の委員をもって構成する。
2. 市議会は、まちづくり対策特別委員会に対し、まちづくりに必要な公共施設等の計画から整備に関する諸問題の調査研究を付託する。
3. まちづくり対策特別委員会の調査研究に要する経費は、予算の範囲とする。
4. まちづくり対策特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が調査研究の終了を議決するまで継続して調査研究を行うものとする。

以上、動議を提出する。

令和元年6月25日

提出者 鹿島市議会議員 杉 原 元 博
鹿島市議会議員 中 村 一 堯
鹿島市議会議員 稲 富 雅 和
鹿島市議会議員 伊 東 茂
鹿島市議会議員 松 尾 勝 利
鹿島市議会議員 徳 村 博 紀

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

以上です。

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。本動議は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本動議は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。公共交通対策特別委員会の設置についての動議は、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本動議は可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました公共交通対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村日出代議員、池田廣志議員、樋口作二議員、中村一堯議員、松尾勝利議員、福井正義議員、松尾征子議員、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を公共交通対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

次に、お諮りいたします。まちづくり対策特別委員会の設置についての動議は、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本動議は可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されましたまちづくり対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高松昭三議員、杉原元博議員、中村和典議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、徳村博紀議員、以上7名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名をまちづくり対策特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいまから各特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

公共交通対策特別委員会は第1委員会室で、まちづくり対策特別委員会は第2委員会室で開催してください。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を報告いたします。

公共交通対策特別委員会の委員長に福井正議員、副委員長に樋口作二議員、次に、まちづくり対策特別委員会の委員長に勝屋弘貞議員、副委員長に杉原元博議員、以上のとおり決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

会議録署名議員 4 番 杉 原 元 博

同 上 5 番 樋 口 作 二

同 上 6 番 中 村 和 典